

○広報もり広告掲載要領

平成20年4月1日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、森町が発行する広報もりの広告掲載に関し、森町広告掲載に関する要綱(平成19年森町訓令第18号)及び森町広告掲載基準(平成19年森町訓令第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第2条 広告を掲載する順位は、各号の順序とする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、町内に事業所を有する者の  
 広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業で町内に事業所を有する者並びに町内で活動して  
 いる団体の広告
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者の広告

(規格及び広告掲載料)

第3条 規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

回数		規格	料金区分	
			指定ページ 2分の1段	指定ページ 1段
			縦 4.5cm 横 8.5cm	縦 4.5cm 横 18.0cm
掲載回数	1回	掲載料	10,000円	20,000円
		割引率	0%	0%
		割引後掲載料	10,000円	20,000円
	3回	掲載料	30,000円	60,000円
		割引率	5%	5%
		割引後掲載料	28,500円	57,000円
	6回	掲載料	60,000円	120,000円
		割引率	10%	10%
		割引後掲載料	54,000円	108,000円
	12回	掲載料	120,000円	240,000円
		割引率	15%	15%
		割引後掲載料	102,000円	204,000円

- 2 広告原稿は、前項の規格に基づき広告主が作成し、経費は広告主の負担とする。
- 3 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

(広告掲載の申込)

第4条 広告を掲載しようとする者は、森町広告掲載申込書及び広報もり広告掲載仕様書により、町長に提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第5条 広告主は、町長の指定する期日までに、町が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。